

海外安全対策は グローバル企業の 必須業務



一般社団法人 日本在外企業協会 常務理事
三本木 淳

イスラム過激派組織「イスラム国」(IS) はイラク、シリアの拠点を失い影響力を低下させているものの、テロ事件は止むことがない。ISの影響範囲は欧州やアフリカはもとより、日本企業が生産拠点を多く抱えるアジアにも及び、2016年7月のバングラデシュ・ダッカでの襲撃事件では邦人7名が犠牲になった。2017年にはフィリピン・ミンダナオ島でイスラム過激派組織と政府軍の戦闘、2018年5月のラマダン前にはインドネシアでIS思想に感化されたとされる家族ぐるみのテロ事件が発生している。欧州でも依然としてテロ事件が発生しているとともに、フランスでは政府の政策に反対する「黄色いベスト運動」と呼ばれるデモが暴動といってもよい状態にまで発展した。また、銃の所持が認められている米国では、高校や中学といった教育機関で銃撃事件が度々起こり多くの犠牲者を出している。加えて、地震、山火事、水害といった自然災害も各国・地域で頻発している。

日本企業のグローバル化に伴い、海外駐在員や海外出張者は増加傾向である。外務省「海外在留邦人数調査統計」によると、在留邦人は2005年に戦後統計史上初めて100万人を突破したあとも増加し、2017年10月時点で約135万人（うち、長期滞在者数は約87万人）になった。また、法務省「出入国管理統計」では2017年の日本人出国者数は約1800万人弱であり、このなかには多くの海外出張者が含まれている。特に近年は欧米諸国だけでなくいわゆる新興国への駐在員や出張者が増えているうえ、ベテラン社員の派遣の増加により年齢層も高くなっているという。海外展開する事業に携わる邦人の増加に伴い、事件・事故に遭遇したり、感染症に罹患する可能性も高くなっているのではないだろうか。

一方、国内では2019年6月にG20大阪サミット、9月にラグビーワールドカップ、2020年には東京オリン

ピック・パラリンピックの開催を控え、日本のプレゼンスが高まり、世界から注目されることによって、日本人がテロの標的となるなどのリスクも高まることが予想される。

幸いなことにバングラデシュ・ダッカ襲撃事件以降、大規模な邦人被害事件は発生していないが、事件・事故や自然災害にいつ巻き込まれるかわからない状況が続いているといつてよい。

外務省と独立行政法人国際協力機構は、バングラデシュ・ダッカ襲撃事件を受けて「国際協力事業安全対策会議 最終報告」をまとめた。この報告書では「『安全はタダである』との認識は完全に過去のものであり、組織のトップ自らが安全確保に関する問題意識を強くもって、不断に対策を進めることが不可欠になっている」と記されており、海外進出企業は海外駐在員、海外出張者の安全対策を行うことが求められている。

日本在外企業協会（以下、日外協）は、1974年に経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会、日本経営者団体連盟、日本貿易会、関西経済連合会など主要経済団体の総意に基づいて設立された。日本企業の秩序ある海外進出を促進する事業を行ってきたが、1991年に湾岸戦争が勃発、また邦人誘拐事件が発生したこともあり、企業の海外安全対策推進に寄与することを目的に1992年4月、日外協内に「海外安全センター」がつけられた。

海外安全センターでは現在、企業の海外安全担当者向けに多くの事業を行っているが主なものについて紹介する。

【海外安全に関する講演会】

海外安全の専門家やコンサルタント、さらに企業で実際に海外安全を担当している責任者を招き、時宜に

応じた講演会を開催している。特に、日外協会員のうち海外安全に関心の高い企業・団体が任意で登録している「海外安全部会」では、事例を交え、企業の海外安全担当者の実務に役立つ講演会を実施している。

また毎年1月の同部会では、外務省領事局による講演とともに、賀詞交歓会を兼ねて官民の交流促進も図っている。

【海外赴任前セミナー】

当セミナーは海外赴任者と配偶者を対象に年10回開催している。自前で赴任前研修を行うことが難しい企業をはじめ、会員・非会員問わず多くの企業にご活用いただいている。内容は、日常生活上の安全対策やテロ・誘拐対策に関する「海外生活と安全」についての講義。そして、赴任地ごとに推奨する予防接種の種類や受け方、生活上の注意点、日本とは異なる医療制度や医療機関の受診方法などについての渡航医学専門の医師による「海外生活と健康管理・医療」の講義の2本立てである。オプションで異文化に関する講義も設けている。

【海外安全グループ研究会】

2003年に立ちあげた海外安全グループ研究会は、企業の海外安全担当者同士が切磋琢磨し相互啓発を重ねる場である。有事が発生した際などは参加メンバー間で情報交換のためのネットワークが機能している。

グループ編成は東京3グループ、中部、関西地区各1グループの計5グループで、各グループ約20社が参加している。開催頻度は各グループとも年に4~5回である。研究会テーマは各グループが開催の都度設定し、参加メンバー企業の安全対策事例紹介、緊急医療対応や安否確認方法の実際、また駐在員の赴任前研修の実施内容などの情報交換を行う。さらに外務省領事局の方を迎えメンバーと意見・情報交換を行う機会も設定している。

【海外安全アドバイザー制度】

当制度は企業に対する支援事業として設けている。この制度は、企業が海外安全に取り組む際に生じる疑問や問題点について、企業で海外安全対策を担当した経験のある「海外安全アドバイザー」が直接企業を訪問、具体的なアドバイスを行うものである。

最近の実績では、赴任前研修やすでに海外に派遣された駐在員・拠点長向けの海外安全セミナーでの講演、また企業の海外安全対策マニュアル作成のアドバイスなどがある。

このほかにも、当協会月刊誌『月刊グローバル経営』や会員向けのメルマガを通じて海外安全対策についての啓発を行っている。また、担当者や赴任者向けの出版物を発行している。出発前の準備から、現地での生活上の注意事項や安全対策、国外退避まで海外で安全に過ごすために知っておくべき諸施策を網羅した『海外赴任者・出張者の安全マニュアル』、医療について赴任者とその家族が赴任前に準備しておくべきことや携行医薬品の知識、ならびに予防接種の受け方などについて解説した実用的な手引書『海外赴任者の健康と医療』は研修用教材として多くの企業にご活用いただいている。

企業はグローバル展開を図るにあたり駐在員や出張者、さらには現地採用社員の業務遂行のため安全環境・体制の整備はもとより、海外での事件・事故や自然災害・感染症への対策など諸施策を講じておくことが必要であり、労働契約法の「安全配慮義務」への要請に応えることも求められている。

これらの海外安全対策について経営陣に問題認識をもってもらい理解してもらうことはきわめて大切なことであるが、実際に業務を推進していくのは各企業の海外安全担当者である。日外協が隔年で会員企業へ実施している海外安全対策のアンケート結果（2017年実施）では、海外安全の専任担当者を配置している企業が44%になり、2015年の前回実施より14%も増加した。海外での事件・事故を教訓に海外安全対策に取り組む企業が増えているのであろう。しかしながら、多くの日本企業は海外安全に取り組んできた経験が少なく、人事異動などによる担当者の変更、また海外安全対策を担う人材が少ないこともあり、海外安全に携わることになった担当者は、何を行えばよいのかわからない、どのように体制や規程を整備すればよいのかわからないといった悩みを抱えているのが実情である。

日外協は今後もこうした皆さまのお役に立てるような海外安全対策事業を展開していきたい。

